**事務局に関する細則**

特定非営利活動法人　千葉市音楽協会（以下、本会と称する）の、定款第54条に基づき、本会の事務局に関する細則を定める。

第1条（目的）

　　本会の円滑な活動をサポートするための事務局について、その基本的なあり方を定める。

第2条（任命）

　　事務局員は、本会会長の推薦により、理事会の承認を得て任命する。

第3条（職務）

　　事務局員は、本会会長からの委嘱により、その職務を遂行する。

　　職務の詳細は、別途、事務局で定める。

第4条（事務局員）

　　事務局に次の人員を配置する。

　　　事務局長　1名。　会計主任　1名。　事務局員　若干名。

第5条（任期）

　　事務局員の任期は、2年とし、本会会長の委嘱により、再任できる。

第6条（資格）

　　事務局員は、本会の理事を兼務できない。

　　ただし、特認の事由があり、かつ、理事会で承認された場合は、この限りではない。

第7条（理事会）

　　事務局員は、本会の理事会に、出席し、必要なサポートを行う。

　　ただし、理事会における、議決権は有しない。

第8条（報酬）

　　事務局員への報酬は、理事会の承認をもって、支払うことができる。

第9条（解任）

　　会長は、事務局員が、本会の活動に当たり、適任でないと認めた場合、理事会の承認を

持って、当該事務局員を解任できる。

　　その場合、速やかに後任を決め、業務を引き継ぐものとする。

第10条（改訂）

　　本細則の改訂は、理事（団体理事を含む）または、事務局の発議により、理事会の承認

を持ってできる。

制定　　　：　2017（平成29）年8月23日

改訂記録　：